

## 後見制度について（18） ～任意後見制度⑪～

任意後見制度を身近に感じていただくために、クモ膜下出血により発語もままならず、意思疎通も困難な状況となってしまった身寄りのない64歳女性A子さんを主人公にした事例の10回目をお話しします。

家庭裁判所の手続きを経て、OAG ライフサポートがA子さんの任意後見人に正式に就任しました。A子さんは今後、自宅に戻って自立した生活を過ごせるまでに回復する見込みがなかったため、OAG ライフサポートが任意後見人として、A子さんが契約していた賃貸マンションを解約し、ひとまず特別養護老人ホーム（特養）の「ショートステイ」にお世話になることが決まりました。



OAG ライフサポートは、事前に特養の相談員と綿密に連絡を取り合いながら、入居に当たって必要な日用品などを取りそろえ、病院を退院してそのまま特養に入所となるのでその際に病院から特養への引継ぎのために必要になる診療情報提供書や介護サマリーといった文書を手配し、実際に移動のために必要となる介護タクシーを手配することなど、もう判断力を喪失してしまっているA子さん本人が自分では決して出来ないさまざまな手続きごとを、A子さんが安心して療養できるように、A子さんの代理人として行っていきます。

病院を退院し、A子さんは介護タクシーを利用して入所する特養に移動し、施設職員にあたたかく出迎えてもらい、用意して下さっていた自室に落ち着きます。OAG ライフサポートは、A子さんの任意後見人として、A子さん本人を代理して、特養の入所契約の重要事項説明を受け、契約書に後見人としての署名押印をします。

本来、特養の「ショートステイ」とは、普段は在宅介護によって生活している高齢者が、短期間だけ特養に宿泊して介護や生活支援を受けられるサービスです。しかし最近では、特養に正式に入居するまでの待機期間にショートステイを利用することが多くなっています。それを「ロングショートステイ」と呼ぶことがあり、本来は1カ月以内など期間を区切ってサービス提供しているショートステイを、何回か繰り返し利用するという仕組みです。

ショートステイをこのように使うのが常態化してしまうと、本来の目的でショートステイを利用したい人が、利用したいときに利用できないという不都合が生じてしまう恐れがあるので、今回のA子さんのように、他に療養場所がどうしても見つからないケースへの対応など、限定的に利用されるべきものでしょう。

A子さんは、この特養において原則1カ月というショートステイを3回繰り返し、つまり3か月間の「ロングショートステイ」を利用した上で、ベッドの空きが出たので、同じ特養に本入所することが出来ました。その際も、OAG ライフサポートが任意後見人として、A子さん本人を代理して入居契約を締結しました。

つづく